

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 25.12.4 第 185 回国会第 12 号

12月4日(水)、第12回の委員会が開かれました。

## 1 ①生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)(参議院送付)

### ②生活困窮者自立支援法案(内閣提出第6号)(参議院送付)

- ・田村厚生労働大臣、関口総務副大臣、櫻田文部科学副大臣、西川文部科学副大臣、高鳥厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・両案に対し、高橋千鶴子君(共産)が討論を行いました。
- ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
(賛成一自民、民主、維新、公明、みんな 反対一共産、阿部知子君(無))
- ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
(賛成一自民、民主、維新、公明、みんな 反対一共産、阿部知子君(無))
- ・②に対しとかしきなおみ君外4名(自民、民主、維新、公明、みんな)から提出された附帯決議案について、中根康浩君(民主)から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
(賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、阿部知子君(無) 反対一共産)

(質疑者及び主な質疑内容)

### 長 妻 昭君(民主)

- ・生活扶助相当CPIの是非について、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会で議論する必要があると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・政府は、生活扶助基準の見直しにより他制度に影響が及ばないようにする旨の答弁をしているが、仮に影響が出た場合、どのような対応を取るのか伺いたい。
- ・製薬企業から大学の臨床研究機関に対する寄付の実態を公表し、透明性を高める必要があると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

### 山 井 和 則君(民主)

- ・多くの福祉事務所で親族が扶養義務を果たさないと生活保護を受給できないと誤解される通知を出していたことから生活保護法改正案がこの誤解をさらに助長する懸念があるが、厚生労働大臣の考えを伺いたい。
- ・安倍内閣総理大臣が所信表明演説で難病対策はライフワークと発言していることから、難病対策の見直しにおいて患者の自己負担が減ることはあっても、増えることはないという理解しているが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・経済界には賃上げを要請する一方で、診療報酬については引き下げるとの話があるが、本件に対する厚生労働大臣の決意を伺いたい。

### 阿 部 知 子君(無)

- ・世帯主の傷病等を契機に保護開始となる事例が多い中、生活保護法の改正に当たっては、メディカルソーシャルワーカーとの積極的な意見交換が必要と考えるが、いかがか。
- ・国民健康保険の保険料が滞納された場合においては、資格証明書は廃止し、全て短期被保険者証で対応すべきではないか。
- ・東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者に対し、放射線量で区別することなく全員に健康管理のための手帳を交付する必要があるのではないか。

### 新 原 秀 人君(維新)

- ・平成7年辺りを境に生活保護の受給者等が急増しているが、どのような理由か、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・生活保護レセプト管理システムについては、平成24年度に電子レセプトシステムの抽出機能が強化されたが、どのようなことが可能となり、今後どのように活用していく考えか伺いたい。
- ・生活保護受給者の増加の一因として単身高齢者の増加が挙げられるが、どのような対策を講じる考えか伺いたい。

## 足立 康 史君（維新）

- ・憲法第 25 条や生活保護法における「最低限度の生活」について、内閣法制局や厚生労働省はどのように解釈しているのか。
- ・生活保護受給者に後発医薬品の使用を義務化すること等は、憲法や生活保護法の基本理念に反するものではなく、厚生労働省の裁量の範囲として行い得るものか、伺いたい。
- ・働く能力はあるが希望する職に就けない者、違法薬物により働けなくなった者、不正受給を繰り返し行った者を生活保護受給の対象としないことは、憲法や生活保護法の基本理念に反するものではなく、厚生労働省の裁量の範囲として行い得るものか、伺いたい。

## 高 橋 千鶴子君（共産）

- ・第 183 回通常国会の衆議院での修正を受けて生活保護の申請に必要な書類の添付について「特別の事情があるときは、この限りではない」旨が規定されているが、この修正によって現行と変わらないと説明している生活保護制度の運用の取扱いが、却って限定されたものになってしまうのではないかと。
- ・生活保護の開始時期は、申請書類が全て整った時点ではなく、口頭で申請を行った時点であることを確認したい。
- ・生活保護の申請の際に扶養の調査をすることは、生活保護が必要な受給希望者が申請を断念することにつながるのではないかと。